

なりますか。それに比較しまして、この保険金を借りた、いわゆる独占企業は肥え太ってしまつておる、こういう状態が起つておると思ふのですよ。池田さんが内閣をつくつて三年間の間に二割三分——二割五分物価が上がつてしまつた。そうすると、この金利を見て、保険金にしまして、その物価の値上りに追つつかないという状態になつておると思ふのです。

で、大臣にお尋ねするのですが、かりに三年前に十萬円の金を持つておる人がある。まあ、これを金利に回して、銀行の定期に入れて五分五厘の利子をもらうと、三年間に一萬六千五百円の利子がたまふ。元利合計十一萬六千五百円、こういうことになる。ところが、その間に物価が二割三分上がつてしまふといふと、三年前十萬円で買えたものが、いま買おうとすると十二萬三千元かかる。銀行定期に入れておいても、金利が物価の値上りに追いつかないといふやうな状態になつて、国民は全くばかみておると思ふのです。よ。ところが、この簡保にかけた金、年金にかけた金、そういうものが独占資本のほうにずっと回つてしまつて、そこはどんどんどんどん肥え太つていく。金を貸したものがどんどんやせて損をしてしまつて、金を借りたものがどんどん太つていく、こういう不合理な状態が起つておるわけですね。こういうことに対して、どういふふうにそれを合理化しようかと大臣は考えていらっしゃるのかどうか。

○國務大臣(古池信三君) 通貨価値の安定といふことは非常に私には大切なことだと考えております。保険に限らず、貯金にしまして、やはり長期にわたれば、若干の通貨価値の変動といふことは、従来の沿革から見まして、あるのですが、その通貨価値の変動があまりに大きい場合には、いろいろな面において支障が出てくるというところは、全く私もさう考へております。そこで、政府としまして、物価の安定といふことのために非常な努力をして、関係各省が常にこのために頭を使い、極力物価の上からないやうにといふふうにとめておることは御承知のとおりだと存じます。保険について見ますと、やはり、いまお話しのように、十数年前と今日とは、相当通貨価値が変わつてきておるものではないかといふことは、確かに私は認めざるを得ないと思ひます。しかし、保険制度そのもの、特にこの死亡保険の場合には、満期になつて保険金額を受け取るという際は、その途中でありますけれども、不幸にしてその途中において死亡されたといふやうな場合は、まあ、満期になつて受け取る時ほど通貨価値の変動は少ないといふことは言えるかと思ひます。しかし、いずれにいたしましても、物価を安定して、継続的に通貨価値といふものの変動しないやうにするといふことは、これはいかなる政府になりましても必要なことではなからうかと、さう考へておりますので、ただいまの御質問の御趣旨は、まことに私もさう思つておるかと存じます。

○須藤五郎君 古池さん、私の姉に、機長長の女房になつておる姉が一人あつたんですよ。戦争前は保険もかけました。それから貯金もしました。ところが、戦争後——戦前十萬円ほどの金があつたわけですね。案に老後を暮らせるといふので、安心してつたわけですよ。兄の船長が六十何歳まで船に乗つて、さうしてつたつたつた金が十萬円あつた。ところが、戦争が済んでしまつたら、その十萬円は何の価値もなくなつてしまつたわけですよ。それで、非常に生活に困つて、私にいつも嘆いて話をするわけですよ。

この間、私は京都に参りまして、おもしろい話を聞いたんですよ。蠅川府知事を訪問した。で、蠅川さんのところに、この間お寺からお墓の掃除代二年間滞つておるというので、千円請求書が来たといふんですね。それで蠅川さんは、これはめんどくさいから十年分払つておけ——一年五百円で十年間五千元。それを支払いの者に持たしてやつたといふんですね。さうしたら、そのお寺が言うには、未払いの二年分千円だけいただきましょ、あとの四千元は受け取らぬ、さういふんですね。何で受け取らぬのだといふたら、この物価の変動の激しいときに、十年後までもらつたのではどうにもならぬじゃないか、だから二年分はいただきましょといふて返してよこしたといふ。この池田内閣の物価政策といふもの、インフレーション政策、これはお寺の坊さんにも信用がないわけですよ。

これはおもしろい話じゃないかと、いつて蠅川知事が僕に話したので、これはおもしろいといつて私は聞いていたのですが、古池さん、いまおっしゃいましたけれども、物価指数は絶対下がらないですよ。政府がいかに努力しても、いまの高物価政策——いわゆる所得増進政策を池田さんがやめない限り、どうしても、これはやまないですよ。そのやまないときに、今度百萬元にして保険金たくさんかけて、さうして死んだときはともかく——それは得するかもしれない。しかし、大體満期で受け取る人が多いと思ふんです、このごろは。それを受けるときは、その金の値打ちが下がつてしまつて何にもならぬ。さうして、いま百萬元の保険金かけて、さうしてその払い込んだ金は、やはり財政投融資でさうと資本家のほうに流れてしまふ。それで資本家はふえ、どんどん太つていく。さうして金を貸した者が損をしていく。金を貸した者は、何のことはない、自分の金で自分の首をくくるやうになつて、物価高を来たして、さうして生活が困難になる、さういふ状態だと思ふんですよ。ですから、それに対して何か政府は補償を考へておるか。やはり物価高になつてインフレーションになつたときに、金の値打ちが下がつてしまつたときに、それだけやはり政府が補償する義務があるんじゃないか、私はさういふふうにか考へるんですが、それに対して古池さんどういふふうにお考へですか。

○國務大臣(古池信三君) なかなかこの物価問題といふものはむずかしい問題だと思ひますが、しかし、これによつて、いまお話しになりますやうな、国が補償をするといふことはなささうこれはめんどくさい問題だと思ひます。要するに、大きな社会連帯的な考えから貯蓄もやつていただき、保険にも加入したいただくといふことで、そこで調節をはかつていくことが結局また物価を上げないといふことの一つの役割りもなすのではなからうか。

○國務大臣(古池信三君) まあ一言にして国民の犠牲といふお話をすけれども、必ずしもさうとも言えないのではないかと、やはり、保険料あるいは貯金

○須藤五郎君　いまあなたがおっしゃったこと、それ自体が、すなわち国民の零細な金を集めたものでやるのであって、それは政府がやるのじやなしに、国民の金でやることであって、政府がいばった筋じやないと思うので

○國務大臣(古池信三君) なかなかむずかしい御質問ですけれども、まあ政府としては、国民の損失を少なくして、利益を、幸福を増大するという立場から極力努力をしておる。なお及ばない点も確かにありますけれども、そういう点は極力これを少なくして、最大にその効率を発揮できるような方向で一生懸命やつておるといふ点はひとつ御了承いただきたいと思います。

○須藤五郎君 やつぱし、こういう貨幣価値の変動期にあつて、国民に犠牲

○国務大臣(古池信三君) 先ほど来私が申し上げておるように、確かに通貨価値に変動のあつたということは、これはもう事実ですから、お話のとおりですけれども、それかといつて、いま政府がそれを補償するということになれば、これはまた容易ならぬことでありまして、とうてい不可能なことであらう。したがつて、できるだけそういうふうな通貨価値の変動なからしめるように最善の努力を尽くして、そうして安定した物価のもとにおいて国民がそれぞれ努力をして繁栄を続けていく、こういうふうなことを目標として、いま一生懸命やつている次第でございますから、その点はどうか御了承いたしたいと思います。

ればこれはまた容易ならぬことでありまして、とうてい不可能なことであろう。したがって、できるだけそういうふうな通貨価値の変動からしめるように最善の努力を尽くして、そうして安定した物価のもとにおいて国民がそれぞれ努力をして繁栄を続けていく、これいうふうなことを目標として、いま一生懸命やっている次第でございますから、その点はどうか御了承いただきたいと思ひます。

は、私は補償すべきものだというふうに考えているんで、私の考えを述べたのですが、最近の物価上昇で国民の個人貯蓄の伸びは落ちておるといふふうに私は聞いておりますが、簡保資金の伸びはどうかというふうになっておりますか。

○須藤五郎君　日銀内に貯蓄推進委員会というのがありますね。ここで貯蓄に関する世論調査を発表しましたが、この世論調査は、預貯金、信託、生命保険、株式、投資信託、公社債などを持っている世帯の調査をやっております。それによりますと、貯蓄の目的

という御質問でございますが、簡易保険事業の目的は、これはもういまさら申すまでもないことでございますが、簡易生命保険法の第一条に、はつきりうたわれておりますように、国民の経済生活の安定というところに主眼を置いておるのであります。今回の法案も、そういう点を考えて、制限額の引き上げなり、あるいは新種保険の創設ということを出した次第でございます。

○須藤五郎君 日本は、こういうふうに貯蓄とか保険事業が盛んだということとは、社会保障がないということに最大の原因があると私は思うんですよ。いま申しましたように、社会保障さえちゃんとしておるならば、そんな高率の保険などかける必要はなからうかと私は考えるんです。そこをねらって、あなたたちこれをやっておる。そうして、そこからたくさん零細な金を集めて、それでそれを大資本のほうに金を貸して、それでそちらをだんだん太らせる。その結果、金を貸した人間がますます貧乏になっていくような結果があらわれてきておる。これが今日の姿だと、こういうふうに思う。

そこで、その金の集め方について質問したいんですが、どういふふうに金を集めているか、提案理由説明には「募集活動の積極的推進をはかる」というふうに出ておるわけですが、三十九年度予算でも、保険金新規募集目標の達成のために四十億の予算を組んでおります。一体どのようなしてやるのか、内容を説明していただきたい。

○政府委員(田中鎮雄君) 新規契約の積極的な獲得に努力するということ

は、常日ごろやっておるところでございます。

で、三十九年度の予算、これも、先ほど四十億と申されましたが、募集目標は、第二回の保険料にいたしまして三十二億というところでございまして、特に来年度は集中満期のピークに当たるとありまして、多額の保険金あるいは剰余金の支払いがなされる、これにかわるべき良質高額な新規契約を獲得する、また一面、既存の契約の保全をはかるという、この両面から、事業の向上をはかってまいらなければならぬわけでありまして、これはいま始まったことではなく、保険事業の経営の立場から、絶えずそういう面に力が注がれておるわけでございまして。

○須藤五郎君 この新規募集、そのためにいろいろな手を考えなくちゃならぬと思うんですが、何人ぐらい人員をかけてやるのですか。

○政府委員(田中鎮雄君) 外務員は全国で大体二万五千名でございます。

○須藤五郎君 一人当たり募集金額、どのくらいに見積もっているのですか。

○政府委員(田中鎮雄君) 先ほど申し上げました二万五千名の外務員と申しますのは、必ずしも募集勤務ではなくて、集金要員といえますか、集金と業務をしておる人間が含まれておるわけでございます。一人当たりの募集金額、いまはつきりいたしません、後ほどお答え申し上げます。

○須藤五郎君 しかしこれは、なんでしよ、大体外を回って金を集めてくる人に対してノルマ的な、一人当たりどのくらい集めてこいというめどをつ

けておるのでしょうか。そのめどはわからないのですか。

○政府委員(田中鎮雄君) これは、一律に一人当たり幾らというふうな、いわゆるノルマ的なものはないわけですが、各郵便局の実情に即した方法をとっておるわけでありまして。

○須藤五郎君 郵便局の実情に即してやっておるけれども、その郵便局内においては、やっぱりノルマ的なものがあるのじゃないですか。

○政府委員(田中鎮雄君) 郵便局におきましては、まあ、やみくもにやるよりも、これは全国の目標、それが各郵政局別に分けられまして、郵政局から各郵便局別にまた目標というものが定められますので、各郵便局におきましては、自局の目標を消化するたてまえから、各個人別に大体この程度の目標を付けていくというふうなことはやっております。

○須藤五郎君 その大体のめどが、あなたのほうにわかつてないのですか。どうですか。

○政府委員(田中鎮雄君) 目標を人員で割った数字という簡単なものでございまして、まあ計算すればすぐ出るわけでございます。ただ、郵便局の個々の目標というものは非常に違いますので、したがって、各局によって、そういう数字も違ってくるわけでありまして、○須藤五郎君 満足した答弁が得られなくて残念だと思つております。私は、必ずわかつておるはずだと思つておるのです。

○政府委員(田中鎮雄君) 三十七年度では、保険金で申しますと、一人当たり二千万円ということになっております。

○須藤五郎君 正式職員以外の雇いを使っておるかどうか。雇いを使っておるとするならば、なぜ使おうのかどうか。

○政府委員(田中鎮雄君) 募集の面では、非常勤は使っておりません。

○須藤五郎君 こういうことを聞くのですね。ノルマが非常にきびしいために、非常にたくさん責任を持たざる結果、架空名義の加入者をつくつたり、また、ある場合には、死亡したと称して保険金を着服した例がある。これは私は、本人が悪いというよりも、そういう過酷なノルマを課したところの郵政省のノルマ主義、それから低賃金、それから将来の不安などによって起こるのではないかと、こういうふうに私は考えるのです。この保険の勧誘に当たる人たちの賃金は一体どのくらいになっておるのか、基本給と歩合給ということになっておるのか、そういう点を。

○政府委員(田中鎮雄君) 外務員も、これは郵政事業に従事する一般の職員と全く同じ給与ベースで俸給が支給せられるわけでありまして、ただ、新契約の募集に際しましては、それに相当した募集手当というものを支給しております。

○須藤五郎君 金額がわかつておるなら言つて下さい。

○政府委員(田中鎮雄君) 募集手当の支給率は、これは普通局と特定局と違つておまして、普通局におきましては、第一回保険料の百分の四十と保険金手当として千分の三、特定局は、第一回保険料の百分の八十五と、それにプラス保険手当として保険金の千分の三、こういうことになっております。

○須藤五郎君 あなた、さっき、この募集に歩く人たちは正式職員だけで、雇いは絶対にない、こう言っています。それは間違いないですか。

○政府委員(田中鎮雄君) 絶対ということとはちよつと言ひ過ぎかとも思いますが、まず、ほとんどないと思つてよろしいと思ひます。

○須藤五郎君 では、さっきの答弁は違ひじゃないですか。私は雇いはないかと言つたら、雇いはない、正式職員のみだと答えたから、ぼくは念を押したわけですが、やはりあるのではありませんか。

○政府委員(田中鎮雄君) もう私の記憶ではないと思つておりましたので、若千——絶対にないと言ひ切ることとはどうかと思ひまして、そういうふうに訂正いたしました次第であります。

○須藤五郎君 そんないいかげんな答弁、よしなさいよ。私がちゃんと分けて質問しているのだから、たくさんはないけれども少ないなら少ないと答へたい。ありませんという答弁はうそでしよ。そんな無責任な答弁はやめたい。

私がいま尋ねたところの、架空名義の加入者をつくつたり、ということはあるのか。こういうことがあるのか。ノルマがきびしいために架空名義者をつくつてみたり、または死亡したと言つて保険金を着服した、そういう例が絶対にないですか、どうですか。

○政府委員(田中鎮雄君) きわめてまれな例であります。

○須藤五郎君 こういう好ましくないことが起こるのは、私はやっぱり郵政省のノルマ主義だと思うのです。先ほど言つたように、一人当たり二千

万円、これがノルマだと大体あなたが
さつき認めておられますが、そういうふ
うな多額のノルマを課することによつ
て、そういうことになると思つて、
す。だから、いま採用している雇いを
全部正式職員に直して、それから基本
給の大幅引き上げ、社会保障の拡充な
ど、不安なくやれるようにしないとい
うと、そういう問題が起るのではな
いだらうか、こういうふうに考えま
す、どういふふうに考えますか。

○政府委員(田中鎮雄君) 先ほど、雇
いの点につきましては、ちょっと不十分で
ございましたが、私がないと申し上げ
ましたのは、募集をするための雇いと
いいますか、非常勤職員というものは
ないということをお願いしたわけでは
ない、現在おられますそういう非常勤の
職員は、一般の従業員の欠務というよ
うな場合の補充要員として、たとえ
集金に携わるその方々の補充をするこ
ともあり得るだろう、こういうのが事
実でございますので訂正申し上げます
と思います。

ただいまのお話であります、た
またま先ほど御指摘のような犯罪事実
というものは、これは絶無ではないの
のであります、私どもは、そういう犯
罪の防止ということに努力をいたして
おるところでございます、ただ過酷
ノルマのためにそういう犯罪を犯した
というふうには私どもは理解しておら
ないところでございます。

○須藤五郎君 いままで質問しました
ように、加入者の犠牲、それから死の
恐怖というものを利用すること、職員
に対するノルマ主義でかき集める、た
だ独占資本の資本蓄積に奉仕している

と、こういうことが私は言えると思
うのです。

今後どうなるかが私は問題だと思
いますが、百万円に引き上げると、保険
収入は一体どうなるのか、尋ねたいと
思います。百万円に引き上げた場合
に、保険料の収入はどうなるのか。

○政府委員(田中鎮雄君) 来年度の募
集目標、第一回保険料をいたしまして
三十二億ということになっております
が、今回の引き上げ及び新種保険の創
設ということによりまして、大体その
うちの二億程度をそれに充てるとい
う考え方であります。したがって、
年間にこれを引き延ばして見ますと
、十一億ということになるわけでご
ざいます。

○須藤五郎君 最近の収支状況はどう
ですか。それから今後の収支というも
のについて聞いておきたいと思いま
す。

○政府委員(田中鎮雄君) 現在三十七
年度の収支状況はつきりいたしてお
ります、収入超過額が約千三百億
円、そのうち、法律に定めるところによ
りまして、契約準備金というものを積
み立てるわけであり、それが千二
百億円、大体三十七年度におきまして
は百十億の剰余金が発生いたしてお
ります。三十八年度も大体順調に推移し
ておりますので、この程度の剰余金の
発生は可能かと存じます。

○須藤五郎君 そうしますと、ここ数
年、収支を補うだけじゃなく、満期に
なった保険金支払いが終わったあと、
雪だるま式に資金量が、ふえていくの
じゃないか。今後十五年、二十年後の
長期収支見込みはどういうふうになっ
ておりますか。

○政府委員(田中鎮雄君) ただいま資
金というお話がございましたのです
が、大体私どものほうの収支見込みと
いたしましては、一応四十七年度まで
試算したものがございまして、それに
よりまして、収入超過額は——三十
九年度は、これはたびたび話に出てお
りますように、集中満期の関係で減少
いたしますが、その後、四十七年度から
逐次上向きになりまして、四十七年度
に至りますと、収入超過額は大体二
千億程度になる見込みでございます。

○須藤五郎君 今後膨大な資金が、雪
だるま式にどんどんふえていく。ま
た、ふやそうと政府は考えておる。そ
うして、この資金の運用にあたって
は、地方公共団体、道路公団、住宅金
融公庫など、住民の福祉のために使
うのだというふうに先ほど古池さんお
っしゃいましたが、私が独占資本のため
に使うのじゃないかと、それを
古池さん否定しておるよう思うので
すが、しかし、結果はそういうふう
になっておるのじゃないですか。過剰生
産の爆発を阻止するために、とにかく
池田内閣は国づくりをやっておると思
うのですが、いま、そういうふうな方
向にその金が使われていて、依然と
して社会保障というほうには使われな
くて、やはり零細な金をかき集めて、
それをどんどんと独占資本を太らす方
向に使っていくというところは、これは
否定できないのじゃないでしょうか。

○国務大臣(古池信三君) 先ほど
ちよつと積み立て金の用途についてお
答え申し上げましたが、私は、あなたが
ち資金は独占資本の擁護であるとい
うふうには解しませんので、これらの資

金は、いずれも国民の生活に直結し
て、国民の生活向上に資するは社会保
障的なものに使われておる。したが
って、資金の使用という面から見ま
しても、今日まで政府がやってきてお
ることは決して不当なものじゃない
か、よく考えておるのであります、
なるほど各国に比べますと、今日ま
で日本全体の社会保障制度というもの
は確かに劣っておったと思つて、そ
こで、この数年、特に社会保障には
力を入れました、これは、保険積み立
て金というよりも、むしろ一般会計の
ほうの経費をもつて社会保障の増強に
力を入れておることは御承知のとおり
だと存じます。それから、この多数の
簡易保険の加入者に対しまして、極
力資金の繰り合わせをしまして、い
ゆる老人ホーム、あるいは保健セン
ターであるとか、あるいは医療機関、そ
ういふものを年々増強してまいりま
して、これが加入者の方々の広い意味
での社会保障ということに役立ってお
るのじゃないか、かように考えてお
ります。

○須藤五郎君 これは私の希望になる
わけですが、私は昨年の暮れ、テレビ
を見ておりました、施設の子供とい
うふうなテレビが出たのです。その話
によると、施設で、親もない、また親が
養育する力もない子供を集めておるの
が全国に数百カ所ある。それで、東京
にある施設をテレビで見ていると、冬
の寒中に窓ガラスが割れていて、室内
と室外と同じようである。ストーブは
たいいてない。寝る前にちよつとたい
てあたつて寝かす。ふとんはどうかと
いうと、せんべいふとんが二枚、上下
一枚ずつ。一日の食費は幾らかとい

と、一日の食費は百六円。そしておや
つ代は幾らかといつて一日五円。百六
円の食費で、おやつ代五円で、育ち盛
りの子供をどうして食わしていか
う問題を投げかけておる、テレビ
で。いわゆる簡易保険は相当もちか
つておると思つて。いま聞いただけ
でも、ずいぶん金が私は集まつて、
そしてちよつと使つておると思つて。何
で、こういう社会保障のほうに、も
う少し金を使おうとなさらないので
か。私は、それを考えてもらいたい
と思つて、国民は金を預けておつ
て、いつのまにやら金の値打ちがな
くなってしまふ。そして貨幣価値の下落
で大きな損をする。それで、金を集め
た郵政省なり金を借りた人間はど
んどん太つていく。こういう矛盾が
めぐるを得ないだろうと思つて。そ
ういふ矛盾が絶対ないと思つていま
います。これは、あるにきまつて
います。今後もあり、将来、これま
でもあった。将来もある。そうして、社
会保障には金をそつと使つていない。老
人ホームもあり、老人ホームもあ
ります、十分ではないのです。老人
ホームにはほんとうに入りたいた人がた
くさんあるが、施設が足りないために入
れない。そういう条件にある。だか
ら、独占に金を貸すのにきつて身をやつ
さずに、何でも、もつと社会保障に金
を使おうとなさらないのか。今後社会保
障のほうに、もつと金を使つていた
きたい。こういうことが私の希望な
のですが、大臣の見解を聞かしていただ
きたい。

○国務大臣(古池信三君) ただいま御
指摘になりましたように、まだまだ

困った方、あるいは非常に不幸な境遇にあるという方が多いと思います。こ
ういふ方に対して、国として、あらゆ
る手を打って、できる限り、あたにか
い手を差し伸べて助けてあげようとい
うことは、これは当然の義務であり、
そうしなければならぬと思います。

また、簡易保険としても、将来保
険金を支払わなければならない義務が
ありますから、それらのための積み立
て金というものは当然必要であります
けれども、なおかつ資金の余裕を、で
きる限り加入者の福利増進、広い意味
での社会保障という施設のために今後

一そう振り向けて、そういうものを増
強していきたい、かように考えており
ます。ただいまの御意見にできるだけ
沿うように今後やっていきたい、かよ
うに考えております。
○委員長(光村基助君) いいですか。
○横川正市君 ちよつと資料を。

三十八年度の金融債等の短期運用状
況を、これは、資料では三十六年度の
七月分しか出ておりませんが、三十七
年と三十八年がわかりましたら、資料
を出していただきたいと思ひます。
○委員長(光村基助君) よろしいです
か。

○政府委員(田中鎮雄君) 承知いたし
ました。
○委員長(光村基助君) 本案について
は、本日は、この程度にいたします。
これにて散会いたします。
午前十一時四十五分散会

三月四日本委員会に左の案件を付託された。

日本放送協会昭和三十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

日本放送協会昭和三十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説
明書

内閣総理大臣 池田 勇人殿

三八 検第五九八号
昭和三十三年十二月十九日

会計検査院長 芥川 治郎

日本放送協会昭和三十三年度貸借対照表等の回付について
日本放送協会昭和三十三年度財産目録、貸借対照表および損益計算書ならびにこれに関す
る説明書の検査を了したので回付する。
なお、検査の結果記述すべき意見はない。

一、昭和三十三年度財産目録

昭和三十三年三月三十一日現在

科 目	内 容		合 計
	摘 要	金 額	
(資産の部)	流動資産		
	現金 預金	三〇、六二九、九九九	六、三九六、九九、四八九
	現 行 預 金	三、八四七、八二五、〇二七	三、八七三、四七四、八八七
	振 替 預 金	五、〇一九、八六一	
	受信料未収金	六四六、六八五、一九〇	三三、三八五、一九〇
	受信料未収金の 徴収不能見越額	△三三、三〇〇、〇〇〇	

委託修理業務用 物品		貯 蔵 品		前 払 費 用		その他の流動資 産	
放送受信用機器 修理業務用物品 フィルム、被服、 事務用品ほか		未 収 金		有 価 証 券		差入保証有価証 券	
事務室借上料ほ か		定期預金利息ほ か		電信電話債券ほ か		差入保証有価証 券	
二、〇三六、五九一、九八三		一七九、五三七、〇一〇		八三、七〇六、七〇		一、〇一〇、八八九、六七八	
六七、一五七、四七五						集金委託保証預 り有価証券	
						三、三三〇、〇〇〇	
						一、四七、〇〇〇	
						一七、七八、五八四	
						三八、九〇八、〇三九、一〇一	
						一四、三九〇、七七、六六七	
						一七、三八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	
						一七、三〇八、六九四、三三三	

器具什器

器具什器
減価償却引当金

楽器・事務用什器ほか
同上減価償却引当金

△
一八、一〇四、二八

一七〇、五八、三六二

土地

建設仮勘定

局舎敷地ほか
未完成施設

四、三六、三五七、二九一

二、四三九、〇〇二、一三九

特定資産

放送債券償還資金積立金

四、二七、二八〇、〇〇〇

四、二七、二八〇、〇〇〇

繰延勘定

局舎賃借料未経過分ほか
放送債券発行差金未償却額

三、四六、〇六五、三二〇

六、三三、七六五

前払費用

放送債券発行差金未償却額

三、九、八三七、五四五

四、九、八三八、三三〇、九〇〇

資産合計

（負債の部）
流動負債
短期借入金
未払金
受信料前受金
その他の流動負債

一、五六一、一七六、二六九

九、九三、九七三、三八〇

流動負債

物品購入代未払金ほか
昭和三十八年度以降分受信料前受金

三、三六、三四一、四七四

二、四〇、八六〇、四三三

未払金

技術協力経費前受分ほか
集金委託保証金ほか
集金委託保証有価証券
自動車損害賠償保障法による積立金
源泉徴収所得税ほか

五、三八、六七五

四、四、六〇一、二六七

受信料前受金

預り有価証券
自動車損害賠償支払準備金

三、三三〇、〇〇〇

二、九四、九七五

その他の流動負債

仮受金

一八、四四五、四九五

三、五〇、〇一一、三八六

固定負債

放送債券長期借入金
退職手当引当金

一、五五七、〇〇〇、〇〇〇

七、三三、六二一、三八六

負債合計

簡易保険局ほか

二、五、二二一、九七、六五五

二、五、二二一、九七、六五五

二、昭和三十七年度貸借対照表

貸借対照表

昭和三十八年

（科目）（資産の部）（金額）

流動資産

現金預金
受信料未収金
未収受信料欠損引当金
委託修理業務用物品
貯蔵品
前払費用
その他の流動資産

△
六、四六、六五、一九〇
三三、三三、五、一九〇
一一、〇九二、四〇五
六、七、一五七、四四七
八、五、二二七、五八八
二、〇三六、五九一、九八二

三、八七三、四七四、八八七

固定資産

建物
構築物
機械
器具什器
減価償却引当金
器具什器減価償却引当金

△
一、七、三〇八、六四四、三九三
二、九一七、九六六、七二六
四、七四八、八二二、七〇七
△
一、三二、一七一、八六四
三、七三三、一五四、四六九
△
九、七六八、八〇一、六五九
三、六八、六二二、五七九
△
一、九八、一〇四、二八

一、四、三九〇、七七、六六七
一、四、三九〇、七七、六六七
三、五七、一一〇、八四三
一、四、〇〇四、三三、八一〇
一、七〇、五〇八、三六

流動負債

短期借入金

〇

〇

固定負債

放送債券長期借入金
退職手当引当金

一、五五七、〇〇〇、〇〇〇
七、三三、六二一、三八六

一、五五七、〇〇〇、〇〇〇
七、三三、六二一、三八六

繰延勘定

局舎賃借料未経過分ほか
放送債券発行差金未償却額

三、四六、〇六五、三二〇
六、三三、七六五

三、四六、〇六五、三二〇
六、三三、七六五

前払費用

放送債券発行差金

三、九、八三七、五四五

三、九、八三八、三三〇、九〇〇

資産合計

（負債の部）（金額）

（金額）

（金額）

流動負債

短期借入金

〇

〇

固定負債

放送債券長期借入金
退職手当引当金

一、五五七、〇〇〇、〇〇〇
七、三三、六二一、三八六

一、五五七、〇〇〇、〇〇〇
七、三三、六二一、三八六

繰延勘定

局舎賃借料未経過分ほか
放送債券発行差金未償却額

三、四六、〇六五、三二〇
六、三三、七六五

三、四六、〇六五、三二〇
六、三三、七六五

前払費用

放送債券発行差金

三、九、八三七、五四五

三、九、八三八、三三〇、九〇〇

資産合計

（負債の部）（金額）

（金額）

（金額）

流動負債

短期借入金

〇

〇

固定負債

放送債券長期借入金
退職手当引当金

一、五五七、〇〇〇、〇〇〇
七、三三、六二一、三八六

一、五五七、〇〇〇、〇〇〇
七、三三、六二一、三八六

繰延勘定

局舎賃借料未経過分ほか
放送債券発行差金未償却額

三、四六、〇六五、三二〇
六、三三、七六五

三、四六、〇六五、三二〇
六、三三、七六五

前払費用

放送債券発行差金

三、九、八三七、五四五

三、九、八三八、三三〇、九〇〇

資産合計

（負債の部）（金額）

（金額）

（金額）

岡、山口ほかの放送会館の建設、その他放送設備関係機器・電子計算関係機器の整備および局舎・宿舍の増改築等を実施したためである。
当年度末における固定資産の資産別内訳は次表のとおりである。

区 分	金 額
建 築 物	一四億九、〇七三万円
機 械 物	三億三、七二二万円
土 地	一四〇億 四三三万円
器 具 什 器	一億七、〇五二万円
建設仮勘定	三億六、六六六万円
固定資産合計	二四億、九〇〇万円

(注一) 建物、構築物、機械、器具什器については、減価償却引当金を差し引いた額である。

(注二) 建設仮勘定は、東京第二新館増築工事、大阪新館新築工事等、当年度末において未完成のものである。

ウ 特定資産(減価用放資)

放送法第四二条第三項により積み立てた放送債券償還のための資金であり、前年度末の二九億五、一三四万円に比べ二億六、五九四万円増加し、四二億一、七二八万円である。

エ 繰延勘定

翌年度以降にわたり費用となるもので、前年度末の三億二七〇、二万円に比べ一、九〇四万円増加し、三億四、六〇六万円である。これは、主として放送債券発行差金の増加によるもので、その内容はつぎの

とおりである。

○前払費用

局舎賃借料等の前払分である。 六二二万円

○放送債券発行差金

三億三、九八四万円
放送債券発行にともなう額面金額と売却価額との差金および諸手数料等の未償却額である。

(2) 負債の部

当年度末の負債総額は、前年度末の一九六億四、一五七万円に比べ五、四七九、六二二万円増加し、二五億一、二一九万円となったが、その内容はつぎのとおりである。

ア 流動負債

当年度末の流動負債は、前年度末の一八億五、九八五万円に比べ二億九、八六八万円減少し、一五億六、一一七万円となったが、その内容はつぎのと

おりである。

○未払金

九億九、三九七万円
放送債券利息および各種放送機器、物品購入代金等の未払分である。

○受信料前受金

三億二、六三四万円
翌年度以降分の受信料取納額で、前年度末に比べ一億六、九八九万円の増加である。

○その他の流動負債

二億四、〇八六万円

放送謝金、職員給与等の源泉徴収所得税の仮受金および集金委託の際の預り保証金等である。

イ 固定負債

当年度末の固定負債は、前年度末の一七億七、八一二万円に比べ五、七七八、三〇万円増加し、二三億三、六一〇、二万円となったが、これは主として放送債券および長期借入金において、次表のような増減があつたためである。

年度	昭和三十六年度末	昭和三十七年度末	増 減	備考
種別	年度末	年度末	年度末	
放送債券	二七億八、八〇〇万円	三億八、〇〇〇万円	二四億〇、八〇〇万円	増は新規発行、減は満期償還および定期抽せん償還
長期借入金	四八億、三三三万円	一億八、八四〇万円	四六億、四五三万円	増は業務用宿舍建設資金
簡易保険局	三三億 〇 〇 〇 円	八億、二〇〇万円	二五億、八〇〇万円	
銀行	三億 三、三三三万円	四億、一〇〇万円	一億七、七六六万円	
住宅公団	一、三三三 〇 〇 〇 円	一、三三三 〇 〇 〇 円	〇 円	
合 計	一七五億八、一三三万円	六九億 三、三三三万円	一〇六億四、八〇〇万円	

(3) 資本の部

当年度末の資本の部の総額は、前年度末の一七四億九、六八三万円に比べ七、二四五、〇二八万円増加し、二四七億七、一一一万円となったが、その内容はつぎのとおりである。

ア 資本

一五〇億円
前年度末七一億五、一九五万円に、当年度積立金から七八

億四、八〇五万円を組み入れたものである。

イ 積立金

二五億五、〇一五万円
前年度末残高五一億八、〇五三万円に、当年度繰入高(昭和三十六年度剰余金)五一億六、四三五万円、その他固定資産偶発益等積立金の増加高一億九、八四〇万円を加え、他方、固定資産除却損等積立金の減少

高一億四、五〇八万円を差し引き、資本に七億四、八〇五万円を組み入れた結果である。

ウ 当期資産充当金

五五億四、三三〇万円

エ 当期剰余金

一六億五、三六六万円

三 損益計算書

事業収入五〇、四億二、九四四万円に対し、事業支出は四三、二億二、四九八万円、資本支出充当五、五億四、三三〇万円(固定資産充当三、一億六、六六六万円、放送債券償還のための積立一、五億五、二七四万円、長期借入金の返還七億九、〇九〇万円、放送債券償還金三、四〇〇万円)であり、差引当期剰余金は一六億五、三六六万円である。これを前年度決算額の事業収入四〇、八億六、四〇二万円、事業支出三、五六億九、九六七万円に比較すれば、事業収入は九五億五、七九二万円の増加、事業支出は七億五、二五三万円の増加である。

事業収入および事業支出の内容は、つぎのとおりである。

(1) 事業収入

事業収入の増加は、主として甲受信契約者数の増加にともなう受信料収入の増加によるものであるが、その内容はつぎのとおりである。

ア 受信料

四九七億八、八三四万円

○甲受信料

四六八億七、〇二二万円

有料受信契約者数が、当年度内に三、一四万増加し、当年度末一、三三四万

となつたため前年度のテレビ受信料に比べ一六一億五四二八万円の増加である。

○乙受信料

二九億一八三二万円
有料受信契約者数が、契約体系の改訂等により当年度末四〇四万となつたほか受信料月額八五円を五〇円に引き下げたことにより前年度のラジオ受信料に比べ六六億六九三〇万円の減少である。

イ 交付金収入

一億一〇五一万円
国際放送関係交付金一億八五三万四、選挙放送関係交付金一九八八万円で、前年度の一億三一二万円の比七三九万円の増加である。

ウ 雑収入

五億二三〇九万円
預金および電信電話債券等の利息三億八四一〇万円のほか、不用品処分代金、受信機委託修理業務収入、対部外技術協力経費の受け入れ等で、前年度の四億五七五四万円に比べ六五五五万円の増加である。

(2) 事業支出

上記収入をもつて、当年度の事業計画に基づき、事業の推進に積極的努力を払つたが、その結果はつぎのとおりである。

ア 事業費

三六七億一四五一万円
前年度の三〇〇億一四三六万円の比六七億一五万円の

増加であるが、これは、ラジオ・テレビジョン放送番組の充実、テレビジョン放送時間の延長、報道取材網の整備、国際放送の拡充、受信者普及開発の促進、放送技術と放送文化の両分野にわたる研究活動の強化およびこれらの業務の増にともなり運用費等の増加によるものである。

イ 減価償却費

三八億六六七五万円
建物、構築物、機械、器具什器の償却費で、前年度の三一億八二七〇万円の比六億八四〇五万円の増加であるが、これは設備の拡張にともなり償却資産の増加によるものである。

ウ 関連経費

二六億四三七二万円
支払利息一四億一七八二万円、工事特別雑損八億二四六七万円、未収受信料欠損償却三億二三三〇万円、放送債券発行差金償却七六九六万円等で、前年度の二五億二六一万円の比一億四一一万円の増加である。

四 収入および支出の状況

損益計算書における事業収支に、放送債券、長期借入金その他の資本収入と建設費、長期借入金および放送債券の返還等の資本支出（建設費から関連経費に振り替えた工事特別雑損を除く。）を加えた収支全般についてみれば、収入総額は六一五億二七〇八万円、支

出総額は六〇一億八三三万八千円である。

(注 千円以下四捨五入)